

～農薬の販売に関する届出について～

平成20年度より農薬取締法関係の事務について、広島県から東広島市に一部権限移譲されたため、窓口が変更となりました。

★どのような場合に届出が必要か

- ・農薬の販売を開始するとき
- ・農薬の販売場所を増設したとき
- ・農薬販売届をしているが、その届出の記載事項に変更があったとき
- ・農薬の販売を廃止したとき
- ・農薬の販売場所を廃止したとき など

★提出書類

届出に必要な書類は次のとおりです。なお、様式第1号～様式第3号、様式第5号、添付資料については、販売場所が東広島市内に複数ある場合は**販売場所ごと**に作成してください。

※ 届出の様式は東広島市のホームページでダウンロードできます。

(①組織から探す⇒②東広島市園芸センター⇒③農薬の販売に関する届出について)

	・市内において新たに販売を開始する ・販売場所を新設する	・既に届出を出しているが、届出者が変更になった	・既に届出を提出しているが、販売所が変更になった	・販売場所を廃止する場合 ・販売を全てやめる場合
届出の時期	販売開始までに	変更事由発生後2週間以内		
様式第1号 (新規届)	○ (販売所ごとに1部)			
様式第2号 (変更届)		○ (販売所ごとに1部)	○ (販売所ごとに1部)	
様式第3号 (廃止届)				○ (販売所ごとに1部)
添付資料	○ (販売所ごとに1部)		○ (販売所ごとに1部)	
返信用封筒・切手	○	○	○	○
届出者の住所・氏名を証する書類	○ (1通)	○ (1通)		
既に交付されている受理証		○	○	○
遅延理由書	所定の届出の時期を過ぎて提出する場合に必要 (1部)			

※〔届出者の氏名、住所を証する書類の例（届出者の氏名、住所が確認できるもの）〕

- ・個人の方…住民票や免許証の写し
- ・法人の方…法人登記簿や定款、総会議事録等の写し など
(3カ月以内のものであればコピー可)

〔郵便切手について〕

届出を受理した場合は、農薬販売受理証に販売届を添付して返送します。また、記載事項に不備がある場合は受理せず、届出書類を返送します。**送付先を記載した封筒に切手を貼付したものを**届出書類に同封してください。

なお、返信する書類は1販売所につきA4用紙2枚です。

貼付する切手の金額の目安は次のとおりです。

(定形封筒の場合) (定形外封筒の場合)

- ・届出が 2販売所以下 …82円 120円～
- ・ // 5販売所以下 …92円

★届出の記入要領

〔様式第1号～様式第3号、様式第5号共通〕

- ① 届出を行った年月日を記入。郵送で届出る場合は投函する年月日を記入。
- ② 郵便番号、住所、氏名、電話番号、印
法人の場合は、社印もしくは代表者印のいずれかで結構です。
- ③ 販売業務を行う営業所の所在地及び名称
届出者（本社）と同じ場合も記入してください。

〔添付資料〕

- ① 販売する農薬の概要
代表的な取扱農薬の商品名を記載してください。(商品名が多い場合は表が埋まるまで記載してください。)なお、毒劇物指定農薬を販売する場合はその商品名を優先的に記載してください。
- ② 販売に関する製造者、輸入者及び販売者
農薬の仕入先を記載してください。
- ③ 年間農薬販売額
当該店舗において1年間に取扱う農薬の販売額（または販売予定額）を記載してください。

〔遅延理由書（様式第4号）の提出〕

届出書類の提出については、販売開始にあつては販売開始の日までに、届出内容に変更を生じた場合は変更の生じた日から2週間以内に届け出ることとなっています。**届出書類が期限内に提出できない場合は、遅延理由書（様式第4号）を他の届出書類と合わせて提出してください。**

★農薬販売届受理証の再交付について

農薬販売届受理証を紛失・破損した場合は、農薬販売届受理証再交付申請書を提出してください。

〔提出書類〕

- ① 様式第5号
- ② 破損した場合は破損した受理証
- ③ 農薬販売届受理証の発送先を記載した封筒・郵便切手（額面は届出に準じます）

★その他

- ①各届出様式、添付資料はA4で印刷してください。
- ②届出書類を事前にFAXしていただければ、内容を確認してお答えします。

★ 届出書類提出先（東広島市内で販売を行う場合のみ）、届出に関するお問い合わせ先は次のとおりです。

〒739-0267

東広島市志和町別府10247番地

東広島市園芸センター

TEL: 082-433-4411

FAX: 082-433-6432

Eメール: hgh334411@city.higashihiroshima.lg.jp

受付時間 8:30～17:15（平日のみで、土日祝日は休み）

※ 東広島市外で販売を行う場合は窓口が異なります。お手数ですが、広島県のホームページでご確認いただき、該当窓口にお問い合わせください。